

海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(指名停止)

第1条 海上保安庁次長並びに海上保安大学校、海上保安学校及び管区海上保安本部の長(以下「部局長」という。)は、有資格者(「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」(平成13年1月6日国官会第22号)第10条に規定する有資格者名簿に登載されたものをいう。以下同じ。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、部局長が別に定める委員会の意見を聴取のうえ、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 部局長が指名停止を行ったときは、当該部局に所属する契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。)は、工事請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 部局長は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 部局長は、第1条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 部局長は、第1条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ

月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 部局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2の期間まで短縮することができる。

4 部局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月)まで延長することができる。

5 部局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会の意見を聴取のうえ、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 部局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 部局長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足る事実

を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前2号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間

五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5条 部局長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 部局長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第6条 部局長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し様式1、様式2又は様式3により遅滞なく通知するものとする。

2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該部局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ様式4により部局長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当官等の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の報告等)

第10条 部局長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5条第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第5、様式第6又は様式第7により当該部局に所属する契約担当官等に通知するものとする。

2 海上保安大学校長、海上保安学校長及び管区海上保安本部長は、前項の規定により契約担当官等に通知するときは、併せて様式8、様式9又は様式10により海上保安庁次長に報告するものとする。ただし、大臣官房会計課長より通知等のあった事案については、海上保安庁次長に対する報告を省略することができる。

3 海上保安庁次長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の部局における指名停止に関連すると認めるときは、遅滞なく、当

該他の部局長に様式11により通知するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から前条までの規定は、部局の発注する測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて準用する。

附則

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。)の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

別表第 1

当該部局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当該部局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該部局の所属契約担当官等と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「部局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>3 当該部局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、部局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内</p>

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 ヶ月以上12 ヶ月以内 3 ヶ月以上9 ヶ月以内 2 ヶ月以上6 ヶ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 ヶ月以上12 ヶ月以内 2 ヶ月以上6 ヶ月以内 1 ヶ月以上3 ヶ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 ヶ月以上9 ヶ月以内 2 ヶ月以上6 ヶ月以内 1 ヶ月以上3 ヶ月以内</p>
<p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑に</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

3 ヶ月以上 9 ヶ月以内

ロ 一般役員等

1 ヶ月以上 3 ヶ月以内

(独占禁止法違反行為)

5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

当該認定をした日から
2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第12号に掲げる場合を除く。)

当該認定をした日から

イ 当該部局所属の契約担当官等

3 ヶ月以上 12 ヶ月以内

ロ 当該部局所属の契約担当官等以外の国土交通省の契約担当官等

2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

刑事告発を知った日から
1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

(公契約関係競売等妨害)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

逮捕又は公訴を知った
日から

イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員

2 ヶ月以上 12 ヶ月以内

ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員

1 ヶ月以上 12 ヶ月以内

<p>9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該部局所属の契約担当官等</p> <p>ロ 当該部局所属の契約担当官等以外の国土交通省の契約担当官等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>11 国土交通省の契約担当官等が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>12 国土交通省の契約担当官等又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反しに違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上36ヵ月以内</p>

資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係
競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮
捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(建設業法違反行為)

13 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭
和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契
約の相手方として不相当であると認められるとき(次
号に掲げる場合を除く。)

当該認定をした日から
1ヵ月以上9ヵ月以内

14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る
工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契
約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から

イ 当該部局所属の契約担当官等

2ヵ月以上9ヵ月以内

ロ 当該部局所属の契約担当官等以外の国土交通省の
契約担当官等

1ヵ月以上9ヵ月以内

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関
し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手
方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1ヵ月以上9ヵ月以内

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員
等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提
起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による
罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不
相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1ヵ月以上9ヵ月以内